

家庭学習による情報機器活用のルール

春日部市教育委員会
春日部市立江戸川小中学校

家庭での学習機会を提供することを目的に、情報機器を貸出します。
家庭での情報機器の使用に際しては、以下の点を守ってください。

- 1 情報機器の電気代や通信費は、家庭負担です。ただし、通信費について、別に支援される場合はこの限りではありません。
- 2 貸出しを受けた家庭学習用通信機器の通信に必要な SIM カードは、家庭で通信業者と契約をお願いします。また、その契約に必要な費用は家庭負担です。
- 3 学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないでください。
- 4 USB メモリなどの外部記憶媒体や周辺機器を接続しないでください。
- 5 家庭学習に関係のない Web サイトの閲覧・利用、SNS などへの書込み、写真・動画の配信はしないでください。
- 6 インターネット上に個人情報掲載しないなど、個人情報の取り扱いには特にご注意ください。目的外の使用により、個人情報の漏えいなどが生じた場合の責任は、家庭で負うこととなります。
- 7 他の人に使わせたり、貸したりしないでください。また、ユーザー ID とパスワードは、他の人に教えないでください。
- 8 壊したり、なくしたり、盗まれたり、水などで濡らしたりしないように注意してください。不注意な取り扱いによる弁済費用を家庭で負担することとなります。
- 9 長時間の使用に注意してください。休憩しながら使用してください。
- 10 学校から指示がないデータ（アプリ、写真、動画など）は、保存しないでください。
- 11 貸出期間終了後は、速やかに貸出情報機器を学校に返却してください。